

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 27 年 12 月 16 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500324号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500200号

第1 結論

請求期間①から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年8月1日から昭和40年5月10日まで
② 昭和40年5月29日から同年12月10日まで
③ 昭和45年9月21日から昭和46年1月5日まで
④ 昭和46年3月から昭和53年まで

年金記録を確認したところ、請求期間①から④までは、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。昭和36年12月にB県C市のA社に入社し関連会社に出向した後、昭和38年11月1日にD県の同E工場に異動し、昭和53年に同社を退職するまで同社本社工場及び同社E工場で勤務した。同社E工場で昭和38年11月1日に厚生年金保険の被保険者となったので、昭和53年に同社を退職するまで被保険者であったはずであるが、同社E工場で勤務した期間のみ被保険者期間となっており、同社本社工場で勤務した請求期間①から④までは被保険者期間となっていない。給与明細書は所持していないが、賞与明細書、賞与袋、財形貯蓄の買付報告書、クレジット契約書、診察券、質札、治療院の名刺、上司の名刺、写真を所持している。請求期間①から④までは同社本社工場で勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずなので、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の当時の事業主及び複数の同僚の陳述から、請求者は、期間の特定はできないものの請求期間①、②及び④それぞれの一部の期間にA社に勤務していたことうかがえる。

しかしながら、A社(平成8年3月5日にF社に組織変更)は平成15年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、F社は平成27年1月20日に解散していることから、請求者の請求期間①から④までに係る給与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求期間①から④までにA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録の確認できる者及び請求者が氏名を記憶する同僚で連絡先の確認できる者に照会したものの、請求者の請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について具体的な陳述は得られない上、請求者から提出された賞与明細書、賞与袋、財形貯蓄の買付報告書、クレジット契約書、診察券、質札、治療院の名刺、上司の名刺、写真について調査を行ったものの、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、請求期間①から④までに係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には請求者の氏名は見当たらず、健康保険証の番号に欠番もない上、請求者の請求期間①から④までの雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、請求者の請求期間①から④までの厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500499号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱)第1500004号

第1 結論

昭和19年10月1日から昭和23年6月8日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年10月1日から昭和23年6月8日まで

A社を退職後に経理担当者の来訪があり、脱退手当金の説明を受け、同者に受給手続を依頼した。その後、「現在、電線工場に勤めているため脱退手当金は支給されない」というハガキが届いた。55歳になれば年金として支給されるだろうと思いそのままにしていたが、年金事務所で年金の受給手続を行った際に、もらった記憶のない脱退手当金が支給されている記録になっていることを知り、年金事務所に事情を話したが取りあってもらえなかった。

その際に、年金記録が旧姓のままだったので氏名変更の手続を行ったが、氏名変更がそれまでされていなかったということは、旧姓で脱退手当金が支給されたことになるが、既に婚姻していたため、改姓後の氏名で支払いされていないのはおかしい。

また、脱退手当金が支給されないというハガキはB氏宛で届いたので、電線工場に同姓同名の別人が在職していたために脱退手当金は支給されなかったのではないかとと思われるので詳しく調査してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、電線工場に同姓同名の別人が在籍していたために脱退手当金は支給されなかったのではないかと主張しているところ、脱退手当金の支給決定当時、C社に請求者と同姓同名(漢字相違、生年月日相違)の者が在職していたことが確認できる。

しかしながら、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金が支給されたことが記載されている。

また、請求期間の厚生年金保険被保険者記号番号と、請求期間後にA社に再就職した際の厚生年金保険被保険者記号番号は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、請求者は受給の意思があったにもかかわらず、勤務していない事業所に勤務してい

ることを理由とした脱退手当金が支給されない旨の通知（ハガキ）が届いた際に異議を唱えることなく、そのまましておいたと主張しているが、脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、請求期間の事業所を昭和23年6月に退職した後、昭和32年6月まで厚生年金保険への加入歴がない請求者が、当該通知後何もしなかったとする主張には不合理な点が認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500546号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500199号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年4月

勤務していたA社から、平成18年4月に賞与を支給され厚生年金保険料を控除されていたが、記録がないので当該賞与を記録し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

B社は、関係資料は保管されておらず、請求に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料の控除について不明と回答しており、請求者も賞与明細書等の賞与が支給されたことが確認できる資料を保管していないことから、請求期間に係る賞与の支給及び賞与からの厚生年金保険料控除について確認できない。

また、C銀行D支店から提出された請求者に係る預金元帳によると、オンライン記録により賞与記録が確認できる平成17年12月、平成18年7月及び同年12月賞与については、A社からの振込が確認できるものの、同年4月については賞与の振込は確認できない。

さらに、E健康保険組合は、請求者に係る平成18年4月の賞与記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。